


所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 結核・精神医療給付金の支給対象者の年齢基準を改める（第10条第1項関係）。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 改正法の内容に則した事業の実施ができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。